

平成 3 0 年 度 第 2 回

武蔵村山市総合教育会議 会議録

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

武蔵村山市

平成30年度第2回武蔵村山市総合教育会議

- 1 日 時 平成31年2月14日（木）
開会 午前 10時
閉会 午前 10時22分

- 2 場 所 武蔵村山市役所3階 301会議室

- 3 出席委員 藤野 勝 池谷 光二
杉原 栄子 比留間 雅和
潮 美和

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育部長 田代 篤 学校教育担当部長 佐藤 敏数
教育総務課長 井上 幸三 指導・教育センター担当課長 勝山 朗

- 5 会議に出席した事務局の職員
企画財務部長 高尾 典之 企画政策課長 鈴木 義雄
企画政策課企画政策係長 栗原 秀和 企画政策係 主任 久保田智子

議事日程

1 開 会

2 議 題

武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）について

3 閉 会

◎開会の辞

○高尾企画財務部長 おはようございます。

本日の会議に際して、傍聴の申出はございませんので、御報告させていただきます。

それでは、市長、よろしくお願いいたします。

○藤野市長 それでは、ただいまより、平成30年度第2回総合教育会議を開催いたします。

本日は御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

◎議題 武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）について

○藤野市長 本日の議題につきましては、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）についてでございます。

なお、本日は、議題等説明員として、教育部長、学校教育担当部長、教育総務課長及び指導・教育センター担当課長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）について、説明をお願いいたします。

企画財務部長。

○高尾企画財務部長 それでは、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）につきまして、御説明申し上げます。

平成30年11月16日に開催いたしました、平成30年第1回総合教育会議にて、本条例の素案をお示しし、その後、市民等からの意見を考慮するため、平成30年12月3日から平成31年1月9日までを期間として、パブリックコメント、意見公募を実施いたしました。

パブリックコメントとしていただいた意見は1件ございましたが、条例の内容に対するものではございませんでしたので、前回お示しした素案の内容を、条例等の審査を行う例規文書審査会にて審査し、文言の整理が行われたところでございます。

本日は、その条例案等を御確認いただきまして、御意見等をいただきたいと考えております。

なお、本条例案の概要等につきましては、企画政策課長から御説明を申し上げますので、

よろしくお願ひいたします。

○鈴木企画政策課長 市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 おはようございます。それでは、武蔵村山市いじめの防止に関する条例（案）につきまして御説明申し上げます。申し訳ございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

まず、資料1を御覧ください。武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）でございます。こちらは例規文書審査会等での修正が溶け込んだものでございます。次に、資料2を御覧ください。こちらは同条例の素案からの修正箇所を見え消しで示したものをお配りしております。修正部分につきましては、主に字句等の整理でございます。それ以外の主だった部分の修正について、資料2を使いまして御説明申し上げます。

まず、条例名につきましては、「武蔵村山市いじめの防止に関する条例」としておりましたが、内容を鑑みまして「武蔵村山市いじめ防止対策推進条例」としております。

ページをおめくりいただき、2ページの第9条の「いじめ防止対策推進基本方針」につきまして、平成26年4月に武蔵村山市教育委員会にて定めております基本方針の名に合わせて修正をしたものでございます。

次に、3ページを御覧ください。第11条第5項のいじめ問題対策委員会の委員数につきまして、8人から10人に変更しております。いじめ問題対策委員会の委員は、現在は8人を想定していますが、将来的に増える可能性があるために変更したものでございます。

最後に、4ページ目の附則でございます。こちらは条例の施行期日と第11条に規定いたします、いじめ問題対策委員会及び第12条に規定いたします、いじめ問題調査委員会の委員の報酬額を定めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からといたします。ただし、第10条から第12条で設置いたします各組織の規定につきましては、平成31年4月1日からといたします。

また、委員の報酬額については、武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例で定めることとします。

条例案の修正箇所の説明は以上でございます。

続きまして、条例の第10条から第12条に規定いたします各組織につきまして、組織及び運営に関する必要な事項を規則で定めることとしていることから、各規則の案について説明を申し上げます。

資料3を御覧ください。1枚目が条例第10条に規定いたします、いじめ問題対策連絡協議会の規則でございます。こちらは、市が設置するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るための組織でございます。

この条例上の「市」とは、市長、教育委員会などの行政委員会となり、条例第10条の協議会は、実質的には、市の一つである教育委員会が設置し、第2条に規定いたします構成員で、年1回から2回いじめの状況等を協議いたします。

続きまして2枚目でございます。条例第11条に規定いたします、いじめ問題対策委員会の規則でございます。こちらは、いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を行うため、教育委員会の附属機関として設置するものでございます。

第2条に規定いたします構成員で、実質的には、重大事態が発生し、保護者、遺族となる場合もあると思いますが、その保護者がその状況に納得がいただけない場合に、初めて設置され、重大事態の調査を行う委員会となります。

続きまして3枚目を御覧ください。条例第12条に規定いたします、いじめ問題調査委員会の規則でございます。こちらは条例第12条の規定のとおり、重大事態、いじめによる死亡等になると思われ、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、市長が、必要があると認めるときに、設置する委員会となります。

こちらは、先ほどの第11条の委員会で保護者が納得いただけない場合に初めて設置されるもので、弁護士等の第三者に調査を行っていただくものとなります。

第11条の委員会で調査が終了した場合には設置されませんので、財政課と協議した結果、報酬の予算計上は行わず、設置された場合に予備費で対応することになっております。

いずれの規則も案でございまして、文書情報課の審査がなされておきませんので、今後字句の訂正等があると思われ。

説明につきましては以上でございます。

○藤野市長 ただいま説明が終わりました。皆様の御意見がございましたら、お願いいたします。

比留間委員、どうぞ。

○比留間委員 先ほどの説明の中で、パブリックコメントとして1件の意見があったということですが、条例に関係ないということだったのですが、具体的にはどのような内容であったのか、教えていただきたいと存じます。

○鈴木企画政策課長 市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 御意見ははじめを受けていたことのある子供の保護者からいただいたものでございました。いじめの被害者とその家族の悲しみや苦しみなどと併せて、いじめは許されないものであるということを訴える内容でございました。内容といたしましては、今回の条例に直接関係するもの、修正を加えてほしいといった意見ではございませんでした。

以上でございます。

○藤野市長 よろしいですか。他にございませんか。杉原委員。

○杉原委員 条例案の第2条にいじめの定義が、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているというふうに明確に定義はされているのですが、学校現場を見ますと、やはり子供というのは軽いいじめを受けても、その子のプライドもありますので、自分自身が認めたくないというのがありますし、じゃれ合っているような状況をいじめとするのかどうかというようなこともあります。そんなことで調査報告に当たって、いじめか否かではないかというようなことを、どのように捉えるかということで非常に変わってくると思うのですが、先生方によって異なる現状というのは、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○勝山指導・教育センター担当課長 市長。

○藤野市長 指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 はい。お答えをいたします。

まず、総務省が行いました、いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づきまして、昨年の3月に総務大臣から文部科学大臣に対して、いじめ防止対策の推進について勧告がなされております。主な調査結果の一つに、いじめの正確な認知の推進というものがございました。その点からも、いじめの捉え方が先生によって異なるという課題があり、なおかつ、各学校の教員がいじめを正しく捉えられるようにすることが非常に重要であるということが書かれております。つきましては、本市における各学校の教員が、いじめを正しく捉えられるようにするために、具体的な事例を示した資料を使った研修を、各学校で実施するよう、校長会等で繰り返し指導をしているところでございます。

以上でございます。

○藤野市長 はい、どうぞ。杉原委員。

○杉原委員 先生方のいじめの捉え方というのは、報告書などにもそのまま反映されてくると思うのですけれども、何か事件や事故があった後に、いじめの件数が全国的に増えていると

いう現状から見ると、非常に流動的だと思います。本市の場合は、他市と比べて、どのような現状なのか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○勝山指導・教育センター担当課長 市長。

○藤野市長 指導・教育センター担当課長。

○勝山指導・教育センター担当課長 はい。お答えをいたします。

近隣の自治体の認知件数等は具体的におさえてはおりませんが、文部科学省が公表しております、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、平成29年度の児童・生徒千人当たりのいじめ認知件数が30.9件でございました。本市の今年度のいじめ認知件数が、11月30日現在で91件、こちらは推測で単純計算いたしますと、児童・生徒千人当たり年度末でおよそ21件の計算になります。比較をいたしますと、少ないものと考えているところでございます。

しかしながら、一昨年度、本市での認知件数は17件、昨年度は9件と非常に少ない件数から大幅に増加をしているところでございます。先ほどの御質問に対してのお答えに関連いたしますが、教員研修等を通しまして、軽微ないじめについても、いじめとして認知することについて、教員の意識が高まってきていると考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野市長 はい、ありがとうございました。どうぞ。

○杉原委員 確かに今おっしゃったように、いじめの認知件数が増えているということが必ずしも悪いことではないと思います。疑わしい状況を早期発見して対応していくことは、望ましいことだと思います。そのようなことで、いじめの問題というのは非常に子供たちの生命に直結する問題ですので、ぜひ教育委員会としても先生方としても御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

○藤野市長 御意見でよろしいですか。他にございますでしょうか。比留間委員。

○比留間委員 資料を見させていただきまして、第10条のいじめ問題対策連絡協議会、第11条のいじめ問題対策委員会については、教育委員会が所管すると理解したのですが、よろしいでしょうか。

○井上教育総務課長 市長。

○藤野市長 教育総務課長。

○井上教育総務課長 それではお答えいたします。

ただいま委員がおっしゃったとおり、いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会

につきましては、教育委員会が所管する組織でございます。

以上でございます。

○藤野市長 はい。比留間委員、どうぞ。

○比留間委員 その場合、いじめ問題対策委員会やいじめ問題対策連絡協議会の動きや会議の内容等は、教育委員会に報告などはあるのでしょうか。

○井上教育総務課長 市長。

○藤野市長 教育総務課長。

○井上教育総務課長 それではお答えいたします。

教育委員会では多くの委員会等を運営しております。そのすべての会議内容を教育委員の皆様にご報告しているわけではございませんが、今般設置するいじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会の活動内容又は会議内容等の中で、委員の皆様にお知らせすべき内容があった場合には、速やかに御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤野市長 はい、ありがとうございます。他にございませんか。潮委員、どうぞ。

○潮委員 資料2の4ページでございます、条例の附則にある表ですけれども、こちらはいじめ問題対策委員会委員といじめ問題調査委員会委員の報酬であるということによろしいでしょうか。

○鈴木企画政策課長 市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 委員の御指摘のとおり、各委員会の委員の日額報酬を定めるものでございます。以上でございます。

○藤野市長 潮委員。

○潮委員 ありがとうございます。加えてということになるかもしれませんが、いじめ問題対策委員会といじめ問題調査委員会とでは、報酬額に差があるように感じますが、これはなぜでしょうか。

○鈴木企画政策課長 市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 こちらのいじめ問題調査委員会につきましては、市長の附属機関として最後のとりでと申しますか、委員に弁護士を想定しております。そのことから、報酬額としては高めに設定しているものでございます。

以上でございます。

○藤野市長 他にございますでしょうか。杉原委員。

○杉原委員 いじめの問題とは離れるのですが、先日本当に痛ましい事件があって、そして今も報道されています。いじめの問題からは少し離れるのですが、虐待ということも非常に大きな問題だと思います。虐待の疑いがあるという状態で、対応をしていくということが望ましいと思うのですが、それには学校だけでなく、子ども家庭支援センターなどの福祉部門とかとの連携が本当に必要になってくると思います。報道にあるような悲しい事故が、本市で発生しないように、市と教育委員会が一体となって、子供たちの安全・安心を守っていただければと思います。

○藤野市長 御意見ございますか。よろしいですか。

そうですね。野田市の問題は、本当に胸を痛めました。いじめに限らず、虐待のことについても、市が縦割りではなく、これは福祉の分野だとか、教育の分野だとかいうのではなく、市が横断的にこの対策を練っていく必要があるのではないかと私も感じております。

良い意見をありがとうございました。補足等ありますか。

○池谷教育長 そのような形で、我々もしっかり、虐待を含めて取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○藤野市長 他にございますか。よろしいですか。

武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）につきまして、御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。本条例は、平成31年第1回市議会定例会に議案として提出をさせていただきます。

◎その他

○藤野市長 その他でございますけれども、構成員の皆様、ございますか。

（発言する者なし）

○藤野市長 よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○鈴木企画政策課長 市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 いじめ防止対策推進条例が3月議会にて可決されまして、その後公布されましたら、条例の第9条に規定しております、いじめ防止対策推進基本方針を定める必要

がございます。現在、平成26年4月に教育委員会で定めている基本方針がございます。こちらの基本方針は、現在のいじめ防止対策推進法に基づき制定しているものですので、基本的には内容を変えない形で、改めて市としての方針として定めたいと考えております。

つきましては、4月以降にこの総合教育会議を開催させていただきまして、市としてのいじめ防止対策推進基本方針案を御確認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤野市長 はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。教育委員会もよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉会の辞

○藤野市長 ないようでございますので、これもちまして平成30年度第2回総合教育会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午前 10時22分閉会